

中間前金払制度の対象工事を拡大しました

【現 行】 一件の請負金額が1000万円以上である工事

【変更後】 一件の請負金額が100万円以上である工事

請負金額	前金払	中間前金払	部分払
100万円未満	行わない	行わない	行わない
100万円以上 1,000万円未満	4割以内	前払金に追加して 2割以内	
1,000万円以上 3,000万円未満			2回
3,000万円以上 1億円未満			3回
1億円以上			

請負金額1,000万円以上の
工事は、契約締結時に中
間前金払と部分払のいず
れかを選択（変更可）

平成30年1月4日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から適用します

中間前金払制度の概要

1. 中間前金払

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、発注者と請負者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

建設工事において、請負金額の10分の4以内を前払金として支払をおこない、施工の中間時期に10分の2以内を追加して支払う前払金のことを中間前金払といいます。

2. 支払要件

次の要件をすべて満たしている場合に請求できます。

工期が2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

工事の進捗率が請負金額の2分の1以上であること。

3. 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は、契約締結時に選択することになっています。

今回の改正により、一度選択した後も変更できますが、既に中間前金払又は部分払を請求した場合は対象となりませんのでご注意ください。

なお、天候不良などのやむを得ない理由により繰越となる場合や債務負担行為に係る工事は部分払を請求できる場合があります。

4. 認定の手続き

認定請求書及び工事履行報告書などにより認定を行います。

支払にあたっては、保証事業会社の保証証書が必要となりますが、原則として現地確認などは行いません。

【中間前金払の手続】

